

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

提案募集方式については、平成26年の導入以来、地方の発意に基づき、地方創生や住民サービスの向上に資する取組を実現してきており、全国知事会や全国市長会等からも、「地方分権改革を着実に進める取組として評価」、「真の分権型社会の構築に資するもの」等の評価を頂いているところ。

今後についても、「地方の発意による地方のための改革」を一層推進していく観点から、これまで3年間の経験も踏まえ、充実・改善を図った上で、引き続き提案募集方式に取り組むこととする。

平成29年における実施に向けては、有識者会議における議論も踏まえつつ、以下の項目について課題を整理し、必要な対応方策を講ずるものとする。

- ①地方からの提案の促進等
- ②提案内容の充実等
- ③提案実現に向けた支援の充実
- ④成果の活用促進
- ⑤住民目線に立った分権改革の推進 等

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

1. 地方からの提案の促進等

(1) 市町村からの提案の一層の掘り起こし

【現状・課題】

28年は、3月から5月にかけて、市町村説明会を全国15か所で開催し、提案を掘り起こし。提案市町村数は、39(H27)→72(H28)に増加。

市町村からの提案件数も、112(H27)→164(H28)に増加。

しかし、提案団体はまだ市町村全体の約4%、これまでの3年間の累計でも約8%にとどまり、地域によって温度差も存在。

(参考)平成28年提案募集における提案団体数(市町村)： 72/1,741 (約4%)

これまでの3年間における提案団体数(市町村)： 133/1,741 (約8%)

【対応(案)】

市町村からの提案の更なる増加に向けて、研修会・説明会の充実・強化、ハンドブックの作成。

募集開始を前倒しし(3月中旬→2月下旬)、事前相談の期間を昨年よりも延長。

引き続き、当該期間以外であっても、相談は常時受け付け。

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

(2) 過去の提案のデータベース化

【現状・課題】

提案に当たり、過去の提案及び対応方針を調べるのに時間と労力がかかる。

【対応(案)】

これまでの3年間(平成26年～28年)に地方から寄せられた全ての提案の内容及び最終的な調整結果(対応方針の内容等)をデータベース化して内閣府HP上で公表し、検索可能とする。

(3) 関係府省からの第2次回答に対する地方からの意見

【現状・課題】

第2次回答から最終的な調整結果(対応方針等)の公表までの間に、地方側が公式に意見を述べる機会がない。

【対応(案)】

現在でも、最終的な調整過程の情報について、事務局から提案団体に対して、可能な範囲で提供を実施し、地方から意見が提出される場合も多く存在。

事務局から提案団体への情報提供を一層丁寧に行うとともに、随時問合せや意見を受け付ける旨を周知。

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

2. 提案内容の充実等

(1) 提案募集の対象範囲について

【現状・課題】

現在、提案の対象は、①地方公共団体への事務・権限の移譲、及び、②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）とされており、「国・地方の税財源配分や税制改正」や、「国が直接執行する事業の運用改善」は対象外となっている。

【対応(案)】

国・地方の税財源配分や税制改正は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であり、地方の多様性を活かして個別の制度改正の提案を検討する提案募集方式には馴染まないため、対象外。

国が直接執行する事業の運用改善に係る提案は、地方に対する権限移譲又は規制緩和に当たらないと考えられ、対象外となっている。

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

(2) 事務・権限の移譲について

【現状・課題】

毎年の取組の積み重ねの中で、事務・権限の移譲に関する新規提案が減少。

なお、事務・権限の移譲については、第5次及び第6次地方分権一括法により、23本の法律改正が行われており、農地転用許可権限の移譲や地方版ハローワークの創設等が実現。現在未施行のものも多く、上記23本のうち11本については今後施行予定。（参考1…P13～14）

一方で、規制緩和に関する提案については、地方公共団体における業務改革の観点も含め、住民サービスの向上につながるような具体的な方策に対して、より目が向けられるようになってきていることもあり、増加傾向にある。

（参考）事務・権限の移譲：366件（H26）→ 81件（H27）→ 38件（H28）
規制緩和：525件（H26）→253件（H27）→265件（H28）

【対応（案）】

規制緩和に関する提案については、引き続ききめ細かく、地域に密着した住民サービスの向上を図る観点から提案の掘り起こしに努めるとともに、事務・権限の移譲に関する提案については、規制緩和に関する提案に比べて、具体的な支障事例に基づき提案するのが難しいとの意見も踏まえ、研修会・説明会の充実・強化、ハンドブックの作成等により、地方公共団体に分かりやすく検討の進め方等を説明。

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

(3)「従うべき基準」について

【現状・課題】

全国知事会等から、福祉等の分野における「従うべき基準」に関する見直しを求める意見がある。

【対応(案)】

これまで、「従うべき基準」の見直しを求める提案については、当該基準の目的を改めて検証し、その目的の確保に留意しつつ、基準の特例を設けることなども含め、幅広く対応策を検討し、具体的な支障の解決につなげてきたところ。(参考2…P15)

今後とも、地方の現場における具体的な支障に対処するため、地方公共団体からの提案に基づき実効性のある解決方策を検討。

(4)義務付けに関する法令の規定の在り方

【現状・課題】

同一の条文に、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」が混在しており、規定ぶりも不明確な場合が存在。

【対応(案)】

上記事例を確認した場合、法令の所管府省において、地方公共団体が基準の意義、位置付け等をより理解しやすくなるよう、説明方法等について適切な対応をとるよう求める。

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

3. 提案実現に向けた支援の充実

(1) 提案募集検討専門部会における検討体制の強化

【現状・課題】

提案募集検討専門部会においては、多岐にわたる事項について長時間の審議を行っており、各構成員の負担が大きい。

なお、平成28年の取組において、以下のような工夫をし、構成員の負担に配慮しつつ、効率的かつ効果的な審議に努めた。

- ・構成員の増員(1名)、専門家を招いた勉強会の実施
- ・各府省と事務局の間で精力的に調整を進めることにより、第2次ヒアリングの件数が減少したこと（H27:36件→H28:25件）等により、総検討時間も減少（H27:62時間→H28:52時間）

【対応(案)】

更なる体制強化等を検討。

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

(2) フォローアップ案件に関する取扱強化

【現状・課題】

フォローアップ案件(翌年以降引き続き検討する案件)に関し、地方の提案の趣旨や対応方針を踏まえた十分な検討が行われるよう体制を整備することが必要。

なお、対応方針において、「地方公共団体の意向を踏まえて検討する」等とされているものについて、平成28年においては、「土地利用基本計画制度に関する検討会(国土交通省)」における提案団体の参画、「社会保障審議会介護保険部会(厚生労働省)」における地方三団体の代表である委員からの意見表明等が行われた。

【対応(案)】

- ① 対応方針において、「地方公共団体の意向を踏まえて検討する」等とされているものについて、各府省において新たに検討会等を設置する場合や、既存の審議会等で検討を行う場合、提案団体をメンバーに加える、提案団体から意見聴取を行うなど、提案団体の参画を確保することや、内閣府(事務局)がオブザーバー参加することを求める。
また、それ以外のものについても、関係府省において提案団体から意見聴取することを求める。
- ② 事務局において、各案件に関する各府省の具体的な検討スケジュールを把握するとともに、検討を後押し。
提案団体からも随時、意見や追加的な支障事例等の提出、照会をしていただくよう周知。

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

(3) 財政措置等の各種支援策の確保

【現状・課題】

地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行できるようにするため、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備等の支援が不可欠。

今年度は、地方版ハローワークの実効性を確保するため、国庫補助金や地方財政措置による国からの財政支援等について調整。(参考3…P16)

【対応(案)】

引き続き、各地方公共団体が提案募集に係る分権改革の成果を生かし、実際に住民サービスの向上を図ることができるよう、各府省と連携し、財政措置等の各種支援策の確保に取り組む。

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

4. 成果の活用促進

(1) 過去の提案等のデータベース化

【現状・課題】

提案に当たり、過去の提案及び対応方針を調べるのに時間と労力がかかる。（再掲）
過去にどのような提案が「現行規定で対応可能」とされ、いつどのような通知等が発出されているのかを地方側が整理して把握することができない。

【対応(案)】

これまでの3年間（平成26年～28年）に地方から寄せられた全ての提案の内容及び最終的な調整結果（対応方針の内容等）をデータベース化して内閣府HP上で公表し、検索可能とする。（再掲）

これまでの3年間（平成26年～28年）に地方から寄せられた提案のうち、現行規定で対応可能とされ、かつ、そのことを明確化するために通知等が発出されているものをデータベース化して内閣府HP上で公表し、案件の参照を容易にする。

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

5. 住民目線に立った分権改革の推進

【現状・課題】

26年対応方針の決定から2年余りが経過し、これから地方による成果活用が本格化する段階を迎える。地方公共団体においては、住民サービスの向上を住民が実感できるような施策を推進することが求められる。

また、地域に根差した分権改革の定着・充実を図るため、住民の関心を一層高め、改革プロセスへの参画を促進することが必要。

【対応(案)】

①住民目線に立った成果の把握

これまでの提案募集方式による分権改革成果及び住民にとっての成果を調査・把握するとともに、地方六団体と連携した呼びかけ、研修充実等により、分権成果を活用した地方による実践の全国的な展開を促進。

②住民に対する分かりやすい情報発信の充実

- ・調査結果を踏まえ、優良事例に関する事例集作成
- ・大学等への講師派遣、教材提供の充実

③住民の意向・ニーズの取組への反映

各地方公共団体において、地域住民に対する情報発信の充実を図りつつ、住民の改革プロセスへの参画、住民の意向・ニーズの取組への反映に努めるよう要請。

これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）

6. その他

(1) 規制改革・国家戦略特区との役割分担、連携

【現状・課題】

次のような基本的な役割分担に基づき、対応。

- ・規制改革…民間に対する規制緩和を、全国的に実施
- ・国家戦略特区…官民に対する規制緩和を、特定の区域に限定して実施
- ・地方分権改革…地方に対する規制緩和及び事務・権限の移譲を、全国的な制度として実施

平成28年においては、提案募集方式の対象外の提案のうち、内閣府規制改革推進室による規制改革ホットラインで受け付けられるものについて、対応を依頼。（例：伝統的工芸品の指定に係る要件の緩和を求める提案、レンタカー使用場所変更手続等の緩和を求める提案）

【対応(案)】

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」(平成28年12月22日閣議決定)において、「地域に対する政策連携の強化」として、「予算・税制に加え、国家戦略特区や規制改革、地方分権改革等との連携等、関係府省庁が一体となって、あらゆる政策を総動員し、地方創生を強力に進めていく。」とされている。

上記の適切な役割分担に基づき、各部局に出された提案について必要な情報共有を図るなど、連携を一層強化。

事務・権限の移譲に係る法改正事項の施行期日

第5次地方分権一括法

事務・権限	改正法律	施行期日
麻薬小売業者間の麻薬の譲渡に係る許可権限	麻薬及び向精神薬取締法	H28. 4. 1
農地転用許可権限	・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律	H28. 4. 1
特定新規中小企業者に投資が行われたことの確認	中小企業新事業活動促進法	H28. 4. 1
事業承継の支援措置に係る認定等	・中小企業経営承継円滑化法 ・租税特別措置法	H29. 4. 1
使用者に対する技術基準適合命令等	特定特殊自動車排出ガス規制法	H29. 4. 1
指定都市立特別支援学校の設置等認可	学校教育法	H28. 4. 1
特定毒物研究者の許可等	毒物及び劇物取締法	H28. 4. 1
高度管理医療機器等営業所管理者の兼務許可	医薬品医療機器法	H28. 4. 1
火薬類の製造許可等	火薬類取締法	H29. 4. 1
高圧ガスの製造許可等	高圧ガス保安法	H30. 4. 1

事務・権限の移譲に係る法改正事項の施行期日

第6次地方分権一括法

事務・権限	改正法律	施行期日
食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	H29. 4. 1
法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認	漁業近代化資金融通法	H29. 4. 1
工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等	工場立地法	H29. 4. 1
高齢者居住安定確保計画の策定	高齢者の居住の安定確保に関する法律	H28. 8. 20
港湾・漁港管理者による災害時における放置車両の移動等を可能に	災害対策基本法	H28. 5. 20
義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	H28. 5. 20
公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人法 ・学校教育法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 	H29. 4. 1
地方版ハローワークの創設	職業安定法	H28. 8. 20
地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組み	雇用対策法	H28. 8. 20

幼保連携型認定こども園の園庭の位置及び面積に関する基準の見直し

現在

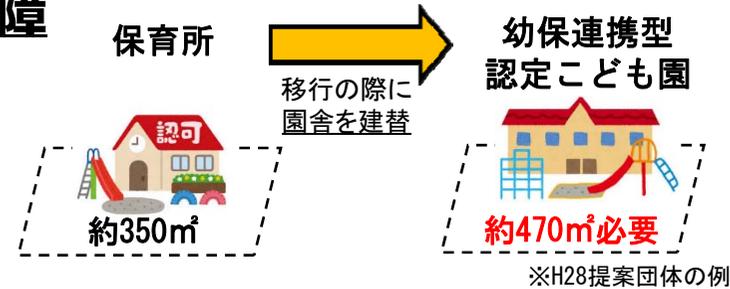
幼保連携型認定こども園の園庭基準は、「従うべき基準」とされている。

基準の内容

- ①原則園舎と同一の敷地内又は隣接の位置に設置
- ②幼稚園と保育所の基準のいずれか大きい方の面積

※保育所(又は幼稚園)がその設備を用いて幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、園庭面積に関する特例有

支障



都市部においては潤沢な用地が少ない
 ⇒幼保連携型認定こども園へ移行したくても、園庭の基準が厳しいため、幼保連携型認定こども園へ移行できない
 ⇒地域の教育・保育ニーズに対応できない

検討

基準の目的である一定の面積を確保した園庭を活用することによる幼保連携型認定こども園に相応しい教育・保育内容が担保されるかどうかを検討したところ、既存の保育所(又は幼稚園)が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園庭の使い方の工夫等により、十分担保可能と判断。

提案実現後

①園舎を建て替えた場合でも
 ②園庭面積が従前から減少しなければ
 保育所(又は幼稚園)から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の園庭面積の特例を適用可とする。

効果

保育所(又は幼稚園)から幼保連携型認定こども園への移行特例の適用拡大
 ⇒幼保連携型認定こども園の整備促進

地域の教育・保育ニーズへの対応が可能に

財政支援

○地方財政措置による支援

都道府県又は市区町村が実施する以下の事業(新規又は拡充に限る)に要する経費について、特別交付税により支援。

① 無料職業紹介事業

② ①と関連して実施する雇用対策事業(①の実施が前提)(※1)

(※1)「地域活性化雇用創造プロジェクト」等の国庫補助金は控除

○国庫補助金による支援

「地域活性化雇用創造プロジェクト」(所管:厚生労働省)において、②の雇用対策事業のうち都道府県が実施する産業政策と一体となった正社員としての雇用機会創出のための取組を支援。(※2)

(※2)3年を上限に、費用の8/10を補助

情報提供の充実

求人情報のオンライン提供の充実

「ハローワークの求人情報のオンライン提供に関する検討会」の報告書(平成28年12月19日)において、国が地方公共団体に対しオンラインで提供している情報に加えて、「事業主の了解を得ることを前提に、ハローワークにおいて求人受理時等に把握した追加的な情報について、原則として、オンライン提供に含めることが適当である。」との考えを提示。

本件については、今後、報告書を踏まえ必要な準備を行っていく予定。

人的支援の充実

地方公共団体の希望に応じたオーダーメイド型の研修を実施。

【実施例】職業紹介の基本業務、公正採用選考、オンライン提供の活用方法など

※ 詳細については、各都道府県労働局と要相談